

Ibaraki Teacher Training Center

#### 情報モラル教育に関わる主な課題

児童生徒に対する情報モラル教育(情報ネットワーク社会に関する知識や危険回避のための教育等)が十分に行えていない。

**教職員**に、情報モラル教育を体系的に行うための、知識や技能が不足している。

大人(<mark>保護者や教師等</mark>)と児童生徒との間に、知識・経験や意識についての大きな隔たりがある。

10 d

Ibaraki Teacher Training Center

#### 2 情報モラルの教材・授業実践事例 の情報に関する知識

- 〇やってみよう情報モラル教育
  - 〔情報モラル指導実践キックオフガイド〕
- 〇<u>5分でわかる情報モラル</u>[情報モラル指導セミナー]
- ○ネット社会の歩き方
- ○情報モラル研修教材2005
- 〇みんなのケータイ
- ○ポリスチャンネルビデオライブラリー
- Oここからはじめる情報モラル指導者研修ハンドブック
- ○茨城県教育研修センターの「教育情報」「情報モラル」

など11

or 🚜

Ibaraki Teacher Training Center

#### 先生が知っておくべき「情報モラル」

- 1 インターネット上で起きていることに関する知識
- 2 情報モラルの教材・授業実践事例の情報に 関する知識
- 3 法令の知識・情報セキュリティの知識
- 4 問題への対処に関する知識

11 4

Ibaraki Teacher Training Center

#### 3 法令の知識・情報セキュリティの知識

保護者や教員が気づいたときは手遅れであることが多い。 教員が法令や情報セキュリティに対する正しい知識を持ち、生徒の指導にあたる必要がある。

- 〇刑法 (脅迫, 名誉棄損, 侮辱など)
- 〇プロパイダ責任法, 出会い系サイト規制法 不正アクセス禁止法
- 〇著作権法
- 〇個人情報保護に関する法令
- (茨城県個人情報保護に関する条例) (学校における生徒等に 関する個人情報の取扱いに係るガイドライン)
- ○情報セキュリティの知識

12



Ibaraki Teacher Training Center

# 著作権法

文章や写真、絵画、音楽、動画などの著作物を、その著 作者に無断で他人に利用されない権利である著作権に ついて定めた法律

- 〇私的使用のための複製 〇図書館等における複製 〇引用 〇教科用図書等への掲載
- 〇学校教育番組の放送等
- 〇学校その他の教育機関における複製 (35条)
- ○試験問題としての複製
  - 〇点字による複製
- ○営利を目的としない上演等
- ○美術の著作物等の原作品の所有者による展示



Ibaraki Teacher Training Center

#### 先生自身が知っておくべき 「情報モラル」の内容

- ①インター ネット (ケータイを含む) の 世界で起きていることに関する知識
- ②情報モラルの教材・授業実践事例の情 報に関する知識
- ③法律や情報セキュリティの知識
- ④問題への対処に関する知識



Ibaraki Teacher Training Center

#### 学校その他の教育機関における複製等

著作権法第35条第1項



学校その他の教育機関(営利を目的として設置されてい るものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受 ける者は、その授業の過程における使用に供することを目 的とする場合には、必要と認められる限度において、公表 された著作物を複製することができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部 数及び態様に照らし著作物の利益を不当に害することとな る場合は、この限りでない。

al.

Ibaraki Teacher Training Center

#### 4 問題への対処に関する知識

問題が起ったときの対処法についても知っておくことが重要である。

- ○掲示板等への誹謗・中傷等への対処→掲示板の管理者もしくは プロバイダに削除依頼する。
- 〇解決しない場合は、警察、法務局、地方法務局に相談。
- 〇財団法人インターネット協会などの財団法人やNPO法人で相談 窓口を設けている所もある。
- ○『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集 (文部科学省)

17



15

## 複製が許される範囲

- (1)教育機関であること
- (2) 営利を目的としていないこと
- (3) 授業にかかわる者自身がコピーすること
- (4) 授業の過程において使用すること
- (5) 必要な最小限の部数であること (当該学級の児童生徒数分)
- (6) すでに公表されている著作物であること
- (7) 著作権者の利益を不当に侵さないこと

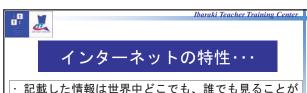
al.

Ibaraki Teacher Training Center

#### 【児童・生徒に特に伝えてほしいこと】

- ・自分の情報や他人の情報を大切にする。
- 相手への影響を考えて行動する。
- 自他の個人情報を第三者にもらさない。
- ※ ネットの情報にはウソの情報もある。ネットの情報に 振り回されない。
- これからは、情報の真偽を見抜く力が必要である。

18

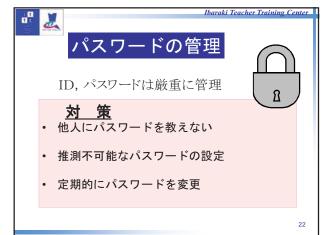


記載した情報は世界中どこでも、誰でも見ることができる

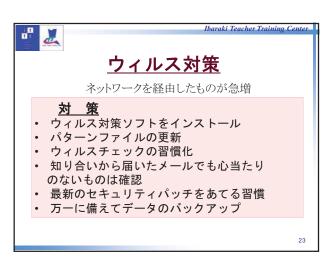
#### ←悪意のある利用者

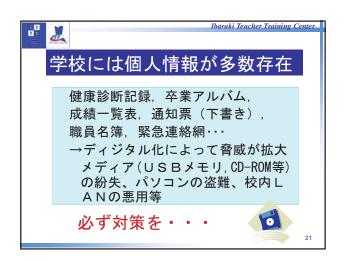
- ・匿名でアクセスしたとしても、誰が行った行為かを 特定することができる。
  - ←IPアドレス、アクセスログの記録
- ・一度きりでも発信した言葉や写真は、取り戻すこと が難しい。(不可能)
  - ←デジタル情報の可塑性

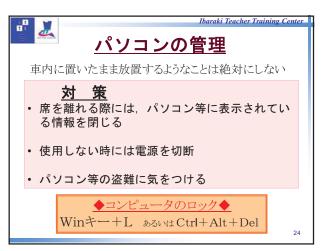
19













Ibaraki Teacher Training Center

# メディアの管理

机の上にのせたまま放置していませんか?

- メディアは、鍵のかかる場所に保管
- メディアを廃棄する場合は、データを完全に消 去するか、物理的に壊す
- パソコンを廃棄する、中古品として売るような 場合もデータを完全に消去する
- 万一に備え、データのバックアップをする
- 決められた場所以外に持ち出さない



Ibaraki Teacher Training Center

# 情報モラル教育の進め方 <終>





### 個人情報漏えいの結果

# 個人情報を保有する



事後対応に追われ 業務に支障が出る

- ・信用失墜につながる
- ・業務遂行に支障が出る 😡
- ・実害が発生する



※被害者のつもりが、加害者の立場に!



Ibaraki Teacher Training Center

#### 情報セキュリティ10ヶ条(茨城県情報セキュリティ委員会)

- 1 職場内では、顔写真入りの身分証又は記名票をつけること
- 2 離席時には、パソコンに表示されている情報を閉じること
- 3 業務以外の目的でインターネットを利用しないこと
- 4 ID・パスワードは厳重に管理すること
- 5 情報資産は、未対策のまま廃棄しないこと
- 6 情報資産(パソコンや記憶媒体)は、管理者の許可なく、持ち出さないこと
- 7 私物のパソコンや記憶媒体等を職場に持ち込まないこと
- 8 情報(電子ファイル)の送信又は搬送時には、暗号化対策を行うこと
- 9 不審な電子メールや添付ファイルは、情報管理者へ連絡すること
- 10 無許可でソフトウェアをインストールしないこと